

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		小集落改良住宅入居者の選考及び決定
根拠法令等及び条項		栃木市小集落改良住宅条例第3条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市小集落改良住宅条例第3条 栃木市小集落改良住宅条例施行規則第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年 3月26日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市小集落改良住宅条例抜粋 (小集落改良住宅に入居させるべき世帯)</p> <p>第3条 市長は、次に掲げるもので小集落改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められる世帯を小集落改良住宅に入居させなければならない。</p> <p>(1) 小集落地区改良事業の施行に伴い、住宅を失うこととなった世帯</p> <p>(2) 事業計画の承認の日以後に小集落改良地区内において、災害により住宅を失った世帯</p> <p>2 事業計画に従って建設された小集落改良住宅に、前項の規定により小集落改良住宅に入居させるべき世帯が入居せず、又は入居しなくなった場合は、その戸数に相当する世帯の数を歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、かつ、住宅に困窮すると認められる世帯の中から公正な方法で選考し、当該小集落改良住宅に入居させなければならない。</p> <p>3 前項の場合における小集落改良住宅に入居させるべき世帯の選考については、栃木市営住宅条例（平成22年栃木市条例第202号）第3条、第4条（第1項第2号イ及び同項第5号を除く。）、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、栃木市営住宅条例第4条第1項第2号ア中「21万4,000円」とあるのは「13万9,000円」と、同号ウ中「15万8,000円」とあるのは「11万4,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、入居させるべき世帯を構成する世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合は、入居させてはならない。</p>	

栃木市小集落改良住宅条例施行規則抜粋

(入居者の決定)

第4条 市長は、条例第3条第2項の規定により、住宅に困窮すると認められる世帯を入居させるときは、委員会の意見を聴き、入居世帯を決定するものとする。